

地方自治法第199条第14項の規定により、定期監査の結果に基づく措置状況について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和4年4月25日

那珂川市監査委員 和志武 三樹男
 那珂川市監査委員 上野 彰

記

1 令和3年度定期監査
 監査結果及び措置状況

令和4年2月24日付け 3那監第1685号（下水道課分）

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>1 土地賃貸借契約書（水路）について</p> <p>本契約は、平成31年4月1日から平成34年3月31日までの長期継続契約である。</p> <p>後年度における予算の裏づけがない長期継続契約については、「翌年度以降において、予算の減額又は削除があった場合、当該契約は解除する」旨の解除条項を附する必要があるが、その条項が欠如している。</p> <p>契約自体は有効ではあるが、市の契約事務としては不適切であるので、契約内容変更等の適切な措置を講じられたい。</p>	<p>ご指摘のように、長期継続契約については、地方自治法第234条の3で規定し、その後段に「各年度におけるこれらの経費の予算の範囲内においてその給付を受けなければならない。」とあります。長期継続契約を取り交わす場合には、契約書には、解除条項、すなわち「翌年度以降において、予算の減額又は削除があった場合、当該契約は解除する」旨を附する必要がありますが、本契約には当該条項にあたるものではありません。この為、現行の本契約及び令和4年度以降の本契約には下記の条項を整備します。</p> <p>なお、現行の本契約に関しては、下記内容を記した覚書を令和4年2月8日付で取り交わしており、同様に令和4年度以降の本契約にも下記内容を記した条項を追</p>

	<p>加します。</p> <p>○覚書及び契約書の追加条項の内容</p> <ul style="list-style-type: none">・本契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に基づく長期継続契約であり、甲は、翌年度以降において本契約に係る歳出予算に減額又は削除があった場合は、本契約を解約又は変更することができる。・上記により本契約を解約又は変更する場合には、甲は、契約を解約又は変更しようとする会計年度の予算の議決日以降直ちに乙に書面をもって通知することができる。 <p>※甲：那珂川市長、乙：契約相手方</p>
--	---